⑶　工事場所　大阪市北区西天満２―１―10
⑷　工事内容　本工事は、大阪高地簡裁庁舎増築等建築工事である。
　建物用途　裁判所庁舎、構造・階数　鉄骨造、一部鉄骨鉄筋コンクリート造、地上12階地下２階　建築面積1,799㎡、延べ面積18,334㎡、敷地面積23,562㎡
⑸　工期　平成25年９月30日まで
⑹　使用する主要な資機材　コンクリート10,161㎥、ガラス3,900㎡、鉄筋1,179ｔ、鉄骨3,290ｔ
⑺　本工事は、入札時に施工方法等の提案を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の対象工事である。
⑻　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。
⑼　本工事においては、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。なお、紙入札の申請に関しては、支出負担行為担当官の承諾を受けなければならない。

２　競争参加資格
　次に掲げる条件をすべて満たしている特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)、又は、次の⑴、⑵及び⑷の条件を満たしている単独有資格業者であること。
⑴　共同企業体のすべての構成員
ア　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条における特別な理由がある者に該当する。
イ　裁判所の平成21・22年度における建築一式工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがあった者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがあった者については、手続開始の決定後、最高裁判所が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)。
ウ　会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（上記２⑴イの再認定を受けた者を除く。）でないこと。
エ　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。)の提出期限の日から開札の時までの期間に、大阪高等裁判所管内において最高裁判所から指名停止措置を受けていないこと。
⑵　共同企業体の代表者である構成員
ア　裁判所の平成21・22年度における建築一式工事に係る一般競争参加資格の認定の際に算定した総合点数が1,300点以上であること（上記２⑴イの再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に算定した建築一式工事における総合点数が1,300点以上であること。)。
イ　平成12年度以降に次の要件を満たす新営の建築一式工事を元請けとして施工し、地業工事から完成・引渡しまでを完了した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)。
㋐　建物用途　庁舎､事務所又は類似施設。なお、類似施設とは、事務室、会議室、研修室、人文科学系研究室及びこれらに類する室（いずれも空気調和施設を有する部分に限る。)の面積（これに付随する共有部を含む。)が当該施設の延べ面積の過半数を占める施設を指すものとする。
㋑　構造・階数　鉄骨鉄筋コンクリート造又は軽量鉄骨造以外の鉄骨造　地上９階地下２階建以上
㋒　建物規模　延べ面積12,000㎡以上（１棟当たり）
㋓　工事種目　建築一式工事
⑶　共同企業体の代表者以外の構成員
ア　裁判所の平成21・22年度における建築一式工事に係る一般競争参加資格の認定の際に算定した総合点数が次の要件を満たしていること。
㋐　２者で構成される共同企業体　1,000点以上であること（上記２⑴イの再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に算定した建築一式工事における総合点数が1,000点以上であること。)。
㋑　３者で構成される共同企業体　1,150点以上の者が１者及び1,000点以上の者が１者であること（上記２⑴イの再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に算定した建築一式工事における総合点数がそれぞれ1,150点及び1,000点以上であること。)。
イ　平成12年度以降に次の要件を満たす新営の建築一式工事を元請けとして施工し、地業工事から完成・引渡しまでを完了した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)。
㋐　建物用途　庁舎､事務所又は類似施設。なお、類似施設とは、事務室、会議室、研修室、人文科学系研究室及びこれらに類する室（いずれも空気調和施設を有する部分に限る。)の面積（これに付随する共有部を含む。)が当該施設の延べ面積の過半数を占める施設を指すものとする。
㋑　構造・階数　鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は軽量鉄骨造以外の鉄骨造　地上４階以上
㋒　建物規模　延べ面積4,000㎡以上（１棟当たり）
㋓　工事種目　建築一式工事
⑷　次の基準を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。
ア　一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、同等以上の資格とは、一級建築士又は国土交通大臣若しくは建設大臣から一級建築施工管理技士と同等の能力を有すると認定されたものをいう。
イ　平成12年度以降に上記２⑵イの基準を満たす工事の経験を有する者であること。
ウ　申請書の提出期限の日において、共同企業体の構成員（共同企業体を構成しない場合は申請者）と３箇月以上の雇用関係にあること。
エ　監理技術者資格者証を有する者であること。
オ　監理技術者として配置する場合には、監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。なお、これに準ずる者とは、平成16年２月29日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有する者又は平成16年２月29日以前に監理技術者講習を受けた者であって、平成16年３月１日以降に監理技術者資格者証の交付を受けた者のうち、監理技術者資格者証及び指定講習受講修了証を有する者をいう。
⑸　構成員の数　２者又は３者とする。
⑹　結成方式　自主結成とする。
⑺　出資比率　すべての構成員が、構成員数による均等割の10分の６以上の出資比率でなければならない。
⑻　代表者の要件　代表者は、構成員中出資比率が最大である者とする。

３　入札手続等
⑴　担当部局　〒102―8651 東京都千代田区隼町４－２　最高裁判所事務総局経理局営繕課契約係　春森　　敦　電話03―3264―8111　内線3513
⑵　入札説明書の交付期間、場所等　平成22年９月24日から平成22年12月７日まで（裁判所の休日に関する法律（昭和63年法律第93号）第１条に規定する裁判所の休日（以下「休日」という。)を除く。)の午前９時から午後５時まで　上記３⑴に同じ。
⑶　申請書及び資料の提出期間、場所及び方法
ア　提出期間　平成22年９月24日から平成22年10月12日まで（休日を除く。)の午前９時から午後５時まで
イ　提出場所　上記３⑴に同じ。
ウ　提出方法　電子入札システムにより提出すること。ただし、支出負担行為担当官の承諾を得た場合は、持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期限内必着。)すること。
⑷　入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、場所及び方法
ア　提出期間　平成22年９月24日から平成22年10月12日まで（休日を除く。)の午前９時から午後５時まで
イ　提出場所　上記３⑴に同じ。
ウ　提出方法　持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。)により提出すること。